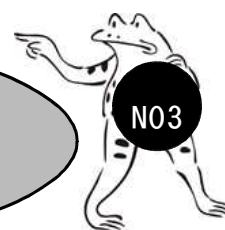


「その支出、ちょっとまったあ！」

すきでんぬきほ

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団 通信

2021.8.10



連絡先：大阪市中央区内淡路町1-3-11-402 ☎06-7777-4935
靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottematta.ht>

◆ 第三回口頭弁論報告

6月29日午後3時半から、京都地裁101号法廷において京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第三回口頭弁論が開かれた。大橋弁護士による第2準備書面要旨の陳述では、皇居における諸儀式・行事の実態及び京都府知事等の参列行為の違憲性が、以下のように主張された。

戦前は「国家神道」のもとで、即位の礼と大嘗祭は一体不可分のものとして行われたが、政教分離の原則を規定した現行憲法下で、皇室典範で即位の礼の一連の儀式は国事行為となり、宗教儀式である大嘗祭は国事行為から除外された。

大嘗祭の中心儀式である「大嘗宮(だいじょうきゅう)の儀」は国事行為ではない。宮中祭祀である大嘗祭は神話に由来する宗教行為であり、国家や地方公共団体の関与は許されない。

悠紀主基両地方の斎田で収穫された新穀の供納をする新穀供納の儀は、2019年10月15日に行われ、京都府東京事務所長は同日午前9時30分に東京事務所から公用車で出発し、主基地方新穀供納に参列したと推認される。

大嘗宮の儀は、11月14日午後6時からの「悠紀殿供饌の儀」と、翌15日午前零時からの「主基殿供饌の儀」の各3時間にわたる2儀式からなり、天皇は「御直会(おんなおらい)」を行う。

京都府知事は「悠紀殿供饌の儀」開始の2時間程前には皇居に赴き、「主基殿供饌の儀」の終了する午前3時頃まで皇居に滞在した。2019年11月16日及び18日に催された大饗の儀にも、他の都道府県知事と扱いは異なり、京都府知事は主基田所在地の知事として栃木県及び東京都の知事とともに大饗の儀第1日に参加している。(詳細は2ページより)

傍聴者約50名、ほぼ満席の中、第三回弁論は弁護士による概要陳述のみ、約20分で終了。続けて弁護士会館において、高木博史さんによる第2回学習会「近代天皇制と大嘗祭」が開催された。

次回(10/19)弁論では(準備書面3)京都府知事らの各宗教儀式への参列が単なる「社会的儀礼」などではなく、それ自体、憲法で禁止される「宗教的活動」に当たり、また、各参列に伴う公金支出が憲法で禁止される「公的財産の使用提供行為」に該当することを明らかにし、憲法の政教分離規定に違反することを主張していきます。さらに、立憲主義及び国民主権の原理にも抵触するものであることにも展開します。

次回もお誘い合わせ傍聴にかけつけてください。裁判終了後は弁護団による報告集会です。恒例学習会は久々に大阪集会とします。(9/17・6:30・エルおおさか) 天皇制についてさらに深く学んでいきましょう。

詳細は6ページ及び同封チラシ参照

第4回
口頭弁論
お知らせ

京都地方裁判所101号法廷 (地下鉄丸太町)

10月19日(火) 午後3:30～(整理券配布予定 2:40まで)

裁判終了後すぐ弁護士会館にて弁論のかみ砕き報告会



point
第三回弁論
陳述要旨
大橋さゆり 弁護士

本件参列・公金支出の政教分離違反を裏付ける事実関係 －新穀供納の儀及び大嘗宮の儀－

以下、京都府東京事務所長が参列した新穀供の儀、及び京都府知事が参列した大嘗宮の儀の詳細な経過を述べる。

本準備書面2は、準備書面1に続いて本件参列及び公金支出の政教分離違反等を裏付ける事実関係のうち、皇居が舞台となった諸儀式・行事の実態及びこれへの京都府知事等の参列行為について述べるものである。

1 はじめに

即位の礼と大嘗祭との関係については、戦前は、「国家神道」という特異な宗教政策のもとで、神事との区別がなされないまま、即位の礼と大嘗祭は一体不可分のものとして、執り行われた。

しかし、戦後、GHQの神道指令により「国家神道」の解体が命じられ、政教分離の原則を規定した現行憲法のもとでは、皇室典範にもとづいて行われる即位の礼の一連の儀式が国事行為とされる一方、宗教儀式である大嘗祭は即位の礼とは切り離され、国事行為から除外されることになった。

現在の天皇徳仁の即位にあたっては、国事行為である「即位の礼」として行われた一連の儀式は、2019年（令和元年）5月1日に始まり、同年11月10日に終わったが、これらの儀式が終わった後、宮中祭祀である大嘗祭の中心儀式である「大嘗宮の儀」が同年11月14日から15日にかけて行われた。しかし、これが国事行為ではないことは勿論のこと、大嘗祭が上述した神話に由来することからいえば、地方公共団体の長の参列を含め、国家や地方公共団体が関与することが許されない宗教行為であることはいうまでもない。

2 大礼委員会の設置

(1) 2018年10月12日、宮内庁に「大礼委員会」が設置された。

国事行為としての即位関係の式典を取り仕切る「式典委員会」とは別組織として宮内庁内に「大礼委員会」が設けられ、これが大嘗祭関係諸儀式を取り仕切ることとされたようである。

2018年11月30日、大礼委員会（第2回）で「大嘗祭の参列者数について」が審議されたが、その際、前回の「平成度の大嘗祭」に関し、寒い時期に深夜に及ぶ長時間の儀式であることもあり、主基殿供饌の儀までで参列者が半減したこと、端の方の席からは儀式の様子をうかがうことはできなかつたこと、^{あくしゅ} 幄舎において私語が出るなど静謐さが損なわれたこと、といった反省点が出された。そして、審議の結果、大嘗祭の参列者数について、「平成度」の1000名から700名程度に減少させることが了承された。

3 新穀供納の儀

(1) 2019年10月2日、大礼委員会（第8回）にて、大嘗祭関係諸儀式等（神宮に勅使発遣（はつけん）^{はつけん} 発遣の儀から大嘗祭後大嘗宮地鎮祭まで）の式次第等が決定された。

(2) 同年10月8日、宮内庁式部職から京都府農林水産部農産課宛にEメールが届き、本文中には、「新穀供納に関係の向きで特に参列を希望する者がある場合には 詮議いたしますので、その者の肩書きと氏名を、別途お知らせ願います。（メ切は10月8日中）」と記載されていた（甲21）。

(3) 同日、京都府農林水産部長は宮内庁式部職に宛てて、京都府東京事務所長が参列することを報告した(甲23)。

(4) 同年10月15日、建設中の大嘗宮の一角で、午前10時から悠紀地方新穀供納が、午前11時30分から主基地方新穀供納が行われた。これらは、悠紀主基両地方の斎田で収穫された新穀の供納をする行事である。

なお、京都府東京事務所長は同日午前9時30分に東京事務所から皇居に向かい公用車で出発しており(甲42-1)、それから察するに、主基地方新穀供納に参列したと推認される。

4 大嘗宮の儀及び大饗の儀までの経過

(1) 2019年10月29日、宮内庁長官から京都府知事に宛てて、大嘗宮の儀及び大饗の儀への参加案内が送付された(甲24、甲25、甲27及び甲28)。

(2) 同年10月31日までに、京都府知事は、宮内庁式部職宛に、大嘗宮の儀及び大饗の儀へ各参加する旨回答した(甲26及び甲29)。

なお、少なくとも大阪府及び鳥取県の各知事は不参加であった。(甲43及び44)

(3) 大嘗宮の儀及び大饗の儀が行われるに先立ち、種々の宗教行事が執り行われた。

5 大嘗宮の儀

以上の宗教行事を経て、2019年11月14日、大嘗宮の儀が行われた。

大嘗宮の儀は、11月14日午後6時から午後9時頃まで3時間にわたって行われる「悠紀殿供饗の儀」と、翌15日午前零時から午前3時頃まで同じく3時間にわたって行われる「主基殿供饗の儀」の二つの儀式からなる。

配置図等は大礼委員会資料(甲45)のとおりである(大嘗宮(建物配置及び主要施設概要)、神座(概要図)、種々の道具、等)。

また、報道記事及び撮影された画像は、ネット記事等(甲46及び47)のとおりである。

(1) 準備

(2) 悠紀殿供饗の儀

ア 進行次第

②⑥ 次に本殿南庭の回廊に神饗^{ぎょうりゅう}を行立する。

③⑩ 次に神饗^{しんせん}を御親供^{ごしんく}になる。

③⑪ 次に御拝礼の上、御告文^{おつげぶみ}をお奏しになる。

③⑫ 次に御直会^{おんなおらい}*。

(*天照大神と共食することによる神聖性の取得。大禮使事務官星野輝興の「大禮本義」(1928年11月7日官報「雑報」欄。甲48)によれば、「大嘗祭において、皇祖より皇祖の霊徳のこもりこもった、斎庭の稲穂たる新穀をお承けになる、皇祖の霊徳をお承けになる、皇祖の霊徳を肉体的にお承けになる、この時に当たって神の御生活は必然のことと推察される。)

イ 参列範囲

参列者は、510人であり、内閣総理大臣等の国家公務員役職者の他、都道府県の知事及び議会議長も招かれて参列した。

(3) 主基殿供饗の儀

「午後6時30分、天皇が外陣の御座にお着きになり」の時刻が「11月15日午前0時30分」となり、「悠紀地方の風俗歌」が「主基地方の風俗歌」となる他は、悠紀殿供饗の儀に倣うとされる。425人が参列した。

(4) 京都府知事の参列

京都府東京事務所の「自動車運行伝票」によれば、被告京都府知事は大嘗宮の儀の初めの「悠紀殿供饗の儀」開始時刻である午後6時の2時間程度前には皇居に赴き、「主基殿供饗の儀」の終了する午前3時頃まで皇居に滞在している。

(5) 参列者の処遇

被告京都府知事と同じく、大嘗宮の儀に最初から最後まで参列していた歌人永田和宏による京都新聞への寄稿(甲31の39頁、京都新聞「点眼」)によれば、大嘗宮の儀に招待され参列した者は、以下のような処遇を受けた。

ア 幄舎というテントに設けられた席に案内された。寒風の下、席は吹きさらしであり、使い捨てカイロが配られた。

イ 着席すると電気が消され、灯りは何カ所かで焚かれているたき火だけとなった。
ウ 儀式がどのように進んでいるか、暗くてよく見えない上、参列者に対する途中説明は一切なかった。

エ 時折、何か歌らしきものが遠くから聞こえるが、一音一音長くのばされて詠われ、内容は聞き取れなかった。

オ 時折、衛士が砂を軋ませて歩く音と、焚火の爆ぜる音しか聞こえなかった。

カ 悠紀殿供饌の儀が午後7時頃から始まり、午後10時過ぎには終わり、一旦休憩となった。次に主基殿供饌の儀が深夜から明け方の4時まで続いた。皇居を出たのは午前5時前であった。

6 大饗の儀

2019年11月16日及び同月18日、大饗の儀が2日にわたり行われた。

被告京都府知事は、第1日の方に招かれ、参列した(甲41-5)。

参列者からみると、被告京都府知事は、主基田の所在する京都府の知事として、栃木県及び東京都の知事とともに大饗の儀第1日に参加しており、この点、他の都道府県知事と扱いを異にしている。

7 まとめ

本書面では、準備書面1に続き、主基田抜穂の儀を含むこれら一連の儀式が、宗教儀式そのものであることを明らかにしたものである。

原告らは、次回提出予定の準備書面3では、京都府知事らの上記各宗教儀式への参列が単なる「社会的儀礼」などと言えるものではなく、それ自体、憲法で禁止される国及びその機関の「宗教的活動」に当たり、また、各参列に伴う公金支出が憲法で禁止される「公的財産の使用提供行為」に該当することを明らかにし、憲法の政教分離規定に違反することを主張する。さらに、立憲主義及び国民主権の原理にも抵触するものであることにも言及する。 以上

第3回弁論傍聴記

うちの知事に何させるねん?
～服属儀礼に怒ってます～

ー里中悦子ー

傍聴も3回目となると、慣れたもの、でもない。京都地裁の正面玄関前で繰り広げられる「整理券代わりのリストバンド配布～抽選～傍聴券配布」を管理する地裁職員約8名。丁寧さを超して警戒心をのぞかせながら職員のご指示に、傍聴人は従うしかない。弁論中に傍聴人がテロを起こすかもという最悪シーンを回避したいのより(市民から裁判を遠ざける)ような気がしてならない。

「開かれた裁判所」とは程遠いのは、無事、傍聴券をゲットし入館した後の危険物持ち込み検査だ。空港並みの手荷物レントゲン検査と金属探知機をパスしないと次に進めない。私は携帯用裁縫道具に入っていた金属部分が3cmもないハサミを没収された。(こんなハサミでどうやってテロするの?)とバカバカしいが、このバカバカしさを演じているのは、地裁職員のみならず、我らが京都府知事も似ている事、このスキデン裁判で私が感じているポイントだ。

昨年11月に提訴されたスキデン裁判だが、メインテーマが政教分離である事は、皆さんご承知の通り。このテーマに精通した最強の弁護団が組まれている。「一連の大嘗祭(天皇家の私的宗教祭祀)儀式に知事が公費で参加するのは違憲である」との提訴は、普通に考えたら「そりゃ、イケんやろ」と思うのだが、そこがすんなりいかない所が、私には今でも分からない。

昨年の秋、府監査委員会が出した結論は「象徴天皇の即位に祝意を示す事は社会的儀礼」だから知事の行動と公金支出は問題ないとされた。知事が社会的儀礼を行うのは、そりゃ仕事でしょ、と私も思う。2018年京都府民が選んだ西脇さんだから、それなりのお仕事をしてね、とこの裁判の政教分離とは別の観点で私は『「知事の業務日誌」の情報公開をした。

そこで出てきた知事の社会的儀礼の中に、2019年しっかりと「主基田抜き穂の儀参列」「大嘗祭参

列」が記されていたのだが、一番驚いたのは、2019年11月14日～15日にかけて行われた「大嘗宮の儀」。西脇さんは、ユキデンに選ばれた栃木の福田知事他400人から500人位の招待客と共に、14日夕方から15日深夜4時頃まで、この儀式におつきあいしている。

(これが知事の社会的儀礼?度を過ぎてませんか?)と感じた私は、この裁判が政教分離裁判とは別の側面、現憲法になってもなお、天皇家は地方自治体の知事にこんな服属的行為を強要するんだと呆れ、だんだん怒りが沸いてきた。<うちの知事に何させるねん?>と思い始めて、裁判傍聴をしてきた。

3回目は、新穀供納の儀や大嘗宮の儀など、いかに宗教性が濃厚なものなのかを示した第2準備書面に沿って、大橋弁護士が詳細に陳述した。何という真っ当な世界の言葉だろう。バカバカしさを演じなければ、社会的存在を維持できない知事や地裁職員ら、そっちの世界に、私は居たくないと思改めて思った。

以上

報告
高橋 靖

公開学習会
講師
高木博志さん

同日、弁論終了後、午後4時半から京都弁護士会館で、前回に引き続き公開学習会「近代天皇制と大嘗祭」が高木博志さんを講師に開催されました。

講演の中では、「明治」以降、天皇の即位式における唐制(中国式)の廃止、大嘗祭をとりまく神仏習合の廃止、また、庭積の机代物(にわつみのつくえしろもの)の新儀の創設等々、天皇の代替わり儀式が新たな皇室神道の創出の一環としての改変されたようすが語られました。そして、特に本訴訟に関わる場所は抜穂の儀を含む大嘗祭の性格について。

前回の学習会でも触れられましたが、今回行われた大嘗祭も大日本帝国憲法下の登極令に基いて行われたが、その性格は、「a. 共食を通じて(天皇が)神になる儀式+b. 農耕祭祀の集大成」というのが公式見解であり近代神学の解釈です。このことは、戦

前の星野輝興(大礼使事務官)「大礼本義」(1928年官報)で政府の公式見解として、また戦後でも、川出清彦(掌典(*)・祭事課長)「大嘗祭の祭儀」『大嘗祭の研究』(1988年)が内廷の公式見解として示されています。ところが1989年の政府見解ではa.を隠し(「神隠し」)、bのみとしています。しかし、儀式が変わらないのに意味づけが変わったというのはありえないことです。(当時、政府も実際には大嘗祭の性格がa+bであることを知りながら、故意に「神隠し」を行っていたことが宮地正人論文で明らかにされています。)

前回と今回の公開学習会の内容も踏まえ、次回の弁論では、準備書面で京都府知事等が関わった儀式を含む大嘗祭そのものの性格について歴史上の経緯も踏まえその違憲性の主張・立証を行います。乞うご期待。

(*) 掌典; しょうてん=天皇家が私費で雇う神職

事務局よりのおしらせ

訴状・準備書面・陳述等書面は当会ホームページをご覧ください。

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyotomatta.html>

サポーター募集中

*個人年会費 一口 1,000円(出来れば複数口)

*団体賛同金 一口 5,000円(何口でも可)

郵便振込口座番号 00980 8 3507

加入者名 靖国抗議アジア訴訟団

*領収証は発行いたしません、振込用紙の受領証を保管ください。別途要領収書の場合は通信欄に明記ください。

*引き続きのご注目、ご支援よろしくお願いたします。



6/29、熱気いっぱいの学習会は満席

新刊おしらせ

『関千枝子さん追悼集』

関千枝子さん追悼集編集委員会より『関千枝子さん追悼集』発刊されました。

ご希望の方、1部 1,000円（送料込み）でお分け頂けます。直接東京「追悼集編集委員会」にお申し込み下さい。

* [郵便番号・住所・宛名・郵便番号] を明記の上、m.zushi-peace@nifty.com (辻子) のアドレスに連絡して下さい。

【目次抄】 関千枝子さん年表／追悼の言葉

安倍靖国参拝違憲と即位・大嘗祭違憲訴訟で活動した方々／「ヒロシマ通信」「ヒロシマフィールドワーク」などで絆を深めた方々／「毎日新聞」「女性ニュース」の新聞記者時代に共感しあった方々／中国の「反日デモ」報道に1930年代を思う（2006・7）／日本国憲法を改悪する人に、私の一票は預けません（2013・6）／暴走止まらぬ安倍政権、改憲も明言（2015・2）／オバマ広島訪問と伊勢・志摩サミット（2016・8）／関千枝子さんの広島・原爆・民主主義＝講演記録（2019・8）／コロナ禍で自粛、閉館の町の図書館員（2020・5）／核兵器禁止条約の批准を政府に求める署名呼びかけ（2020・11）／千枝子のブログ（2011年～2021年2月。最初と最終号）／朗読劇「広島第二県女二年西組～原爆で死んだ級友たち」／関係「ヒロシマ通信」抄録／▽付録

①DVD「関さんのフィールドワークの映像」（2018年8月5日、撮影・小寺隆幸、約76分）

②フィールドワークで配布の「まっぷ」

.....

ながい靖国関連訴訟の中で関さんは私たちの大先輩でもありました。

関千枝子さんからのバトン、しっかり受け止めたいと思います。安らかに！

靖国合祀イヤですアジアネットワーク

お知らせ

すきでんぬきほ
京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟・公開学習会 in 大阪

ー近代日本において天皇制はどう問われてきたのかー

近代日本は「天皇制」をどのようにとらえてきたのか。政治と宗教の関係を切り口として、本訴訟の原告でもある気鋭の近代日本思想史学者・近藤俊太郎さんに縦横に語ってまいります。

- * 講師 近藤俊太郎さん（龍谷大学非常勤講師）
- * 日時 9月17日（金）6時30分～
- * 会場 エルおおさか 5階研修室2
（地下鉄／京阪天満橋下車西へ300m）
- * 資料代 800円（学生500円、その他相談）



* オンライン参加申込

フォーム9月16日中に申込みください。

<https://forms.gle/NDztDwpo2YzChCoc6>

同封チラシ参照ください